

蛍光灯器具の目標設定のための区分について（案）

1. 蛍光灯器具の現行の区分設定

現行の蛍光灯器具は、以下の3つの要件がエネルギー消費効率（lm/W）に影響を与えることから、これらに基づき区分され、それぞれの区分毎に基準を設定している。

ランプの形状

ランプの出力

ランプの点灯方式及び安定器

表1. 蛍光灯器具の現行の区分

区分	ランプの形状、出力、点灯方式及び安定器の種類
直管形110形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	・ 110形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いる器具 ・ 96形コンパクト形蛍光灯ランプを用いる器具 ・ 105形高周波点灯専用コンパクト形蛍光灯ランプを用いる器具
直管形40形高周波点灯専用直管形蛍光灯ランプを用いるもの	・ 40形、65形高周波点灯専用形蛍光灯ランプを用いる器具
直管形40形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いるもの	・ 40形ラピッドスタート形蛍光灯ランプを用いる器具 ・ 36形、55形コンパクト形蛍光灯ランプを用いる器具 ・ 32形、42形、45形高周波点灯専用コンパクト形蛍光灯ランプを用いる器具
直管形40形スタータ形蛍光灯ランプを用いるもの	・ 40形スタータ形蛍光灯ランプを用いる器具
直管形20形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって電子安定器式のもの	・ 20形スタータ形蛍光灯ランプを用いる器具であって、電子安定器式の器具
直管形20形スタータ形蛍光灯ランプを用いるものであって磁気安定器式のもの	・ 20形スタータ形蛍光灯ランプを用いる器具であって、磁気安定器式の器具
使用する環形蛍光灯ランプの大きさの区分の総和が72を超えるもの	（補足） ・ 「ランプの大きさの区分」とは、JISC7601の箇条4.（形式及び種別）に規定する大きさの区分

使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62を超え72以下のもの	をいう。		
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって電子安定器式のもの		大きさの区分	ランプ種類
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの		2 0	F C L 2 0 / 1 8
		3 0	F C L 3 0 / 2 8
		3 2	F C L 3 2 / 3 0
	4 0	F C L 4 0 / 3 8	
使用する環形蛍光ランプの大きさの区分の総和が62以下のものであって磁気安定器式のもの		(F C L は環形スタータ形蛍光ランプを表す。)	
		・ 高周波点灯専用形環形蛍光ランプの大きさの区分は、定格ランプの電力の値とする。ただし、高出力点灯するものにあつては、高出力点灯時のランプ電力の値とする。	
コンパクト形蛍光ランプを用いた卓上スタンド		・ 27形、18形、13形コンパクト形蛍光ランプを用いる器具	
直管形蛍光ランプを用いた卓上スタンド		・ 20形、15形スタータ形蛍光ランプを用いる器具	

2 . 蛍光灯器具の新たな区分設定

(1) 基本的な考え方

蛍光灯器具の現行の区分においては、ランプの形状、ランプの出力、ランプの点灯方式及び安定器に着目した区分設定がされているが、エネルギー消費効率の優れた高周波点灯式安定器を搭載する器具の普及が進んだことから、点灯方式及び安定器の種類により区分を廃止し、使用する用途、ランプの形状及びランプの出力に着目した区分設定を行う。

() 使用する用途

蛍光灯器具は、使用する用途により、J I S において大別されていることから、J I S をもとに施設用、家庭用の蛍光灯器具及び卓上スタンドに区分する。

・ 施設用蛍光灯器具 (J I S C 8106:2008)

適用範囲：蛍光ランプを光源とする入力電圧が交流 3 0 0 V 以下の、差込プラグ、引掛けシーリングローゼットなどの接続器を使用しないで、電源側の電線を接続する一般照明用の施設用蛍光灯器具

・ 家庭用蛍光灯器具 (J I S C 8115: 2008)

適用範囲：蛍光ランプを光源とし、入力電圧が交流 1 0 0 V の電源に、差込プラグ、引掛けシーリングローゼットなどによって容易に接続できる、家庭用蛍光灯器具

・ 蛍光灯卓上スタンド (J I S C 8112: 2008)

適用範囲：J I S C 7601「蛍光ランプ (一般照明用) 」の規定に適合する蛍光ランプを用いる勉学、読書などの用に供する視作業能率向上

のために必要な光を与えることを考慮した定格電圧 100 V、
 定格二次電圧 150 V 以下の蛍光灯卓上スタンド

() ランプの形状と出力

施設用の直管形蛍光灯ランプまたは 2 本管形のコンパクト形蛍光灯ランプ

工場や倉庫等、床面積が大きく天井が高い施設に用いられるランプ出力が 86 W 以上のものと、オフィスや学校等、天井がそれほど高くない施設に用いられるランプ出力が 86 W 未満のものに区別する。

なお、現行区分では、ランプの点灯方式及び安定器の種類により区分しているが、用途は同じであることから区分を統合する。

施設用の 2 本管形以外のコンパクト形蛍光灯ランプ

2 本管形以外のコンパクト形蛍光灯ランプは、主に施設用として、ダウンライトなどの狭い範囲の照明として用いられることが多いことから、独立した区分とする。

なお、直管形蛍光灯ランプと同様な施設に使用される 2 本管形のコンパクト形蛍光灯ランプは除く。

家庭用の蛍光灯ランプ

家庭用の蛍光灯ランプは、環形、直管形ともに、ランプ出力の大きさによって、使用される部屋の広さが異なることから、一般的な広さの居室（おおむね 8 畳未満）及び広めの居室（おおむね 8 畳以上）の 2 つの区分に区別する。

なお、現行区分では、ランプの形状（環形、直管形）、ランプの点灯方式及び安定器の種類により区分しているが、使用する用途は同じであることから区分を統合する。

蛍光灯卓上スタンド

卓上用として、勉強や読書等に用いられるものであることから、独立した区分とする。

なお、現行区分では、ランプの形状（直管形、コンパクト形）により区分しているが、使用する用途は同じであることから区分を統合する。

表 2 . 蛍光灯器具の新たな区分

使用する用途	ランプの形状	ランプの出力	主な使用場所（例）
施設用	直管形または 2 本管形のコンパクト形	ランプ出力が 86 W 以上のランプを使用するもの	工場、倉庫、スーパーマーケットなど（おおむね取付け高さ約 3 m 以上）
		ランプ出力が 86 W 未満のランプを使用するもの	オフィス、学校、店舗、工場、倉庫など（おおむね取付け高さ約 3 m 未満）
	2 本管形以外のコンパクト		店舗、オフィス（廊下、トイレ等）、住宅（居室、廊下等）

	形		など
家庭用	環形または直管形	ランプ出力の総和が70W以上のランプを使用するもの(ランプ出力が20Wの直管形蛍光ランプを使用するものを除く)	広めの居室(おおむね8畳以上)
		ランプ出力の総和が70W未満のランプを使用するもの及びランプ出力の総和が70W以上であってランプ出力が20Wの直管形蛍光ランプを使用するもの	一般的な広さの居室(おおむね8畳未満)
卓上スタンド	直管形またはコンパクト形		卓上